別記様式（第５条関係）

No	4260371

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	保健センター管理運営事業	会計区分	01 一般会計		
		款項目コード（款-項-目）	04 —	01 —	01
		事業コード（大－中－小）	01 —	31 —	01

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化
	具体的な施策と内容	1	保健・医療の充実

事務事業の目的	市民の健康の保持及び増進を図るとともに市民の自主的な保健活動の場に資するとの下に市民の健康づくりの拠点となっている、保健センターの管理運営を行う。
事務事業の概要（全体事業の内容）	保健センターは、安全で衛生的な施設環境を保持する必要があるが、供用開始以来24年経過しているため、施設の老朽化が進んでおり、随時建物や設備の補修を行う。また、各種健診を実施し市民の健康づくりを支える拠点としてのみならず、特定健診や保健指導に係る事業の実施会場及び健康に関する情報発信拠点として、保健衛生活動を展開する。
根拠法令、要綱等	地域保健法

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
施設「八代市保健センター」	＜内容＞ ・施設の運営・管理を行う。（電気料、電話料、電灯など消耗品交換、燃料費、施設設備等の保守点検及び修繕、空調機等電気設備の保守点検及び修繕、消防設備等点検、その他）
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） ・各種健診で利用する市民が安全・快適に利用できる環境を保持する。 ・市民が健康づくりや保健衛生に関する情報を積極的に収集できる施設とする。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成3年に建設された施設で、市民の健康づくり事業も増加し、施設利用回数も増えている。建物や電気設備は、経過年数とともに修繕に係る費用が嵩んでいる。また、災害時の避難所に指定されているが、建物の一部でひび割れや雨漏りも確認される。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	9, 348	15, 807	15,572	16,481	27,810	16,658	16,658
事業費（直接経費）（単位：千円）	9,348	12,027	8,712	9,621	20,950	9,798	9,798
財源内訳　国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	54	48	101	48	48	48	48
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	9,294	11,979	8,611	9,573	20,902	9,750	9,750
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	3, 780	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860
正規職員従事者数（単位：人）	－	0. 54	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0. 00	0.63	1.50	1.50	1.50	1.50

活動指標（事業の活動量・実績の数値化）	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①			計画	－					
			実績				－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

施設管理であるため、直接的に市民サービスを提供するわけではない。

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①				計画	－					
					実績				－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合 施設管理であるため、直接的に市民サービスを提供するわけではない。										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	本事業は、市民の健康づくりや各種健診等を実施するうえで必然となる施設の運営管理が主であるため、目的が明確で、上位施策に結び付く。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	市民の健康づくりや各種健診等を実施しているため、事業の役割は十分ある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	市民の健康づくりや各種健診等を実施するため、市が取り組む事業として妥当である。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	各種健診会場としての機能は十分である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	市民の健康づくりや各種健診等を実施するための拠点となっている施設管理の事業として、見直しの余地はない。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	すでに施設の電気設備や植木管理など専門性のある保守管理業務は、民間に委託している。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	鏡保健センターでは同一業務を行っているが、市民の利便性を考慮し、地域別（旧鏡町・千丁町・東陽町・泉町）で業務を担っているため、統合はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	この事業の人件費にかかる費用は、職員1人分で事務的部分のみなので、削減はできない。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	施設内各部屋の借用にかかる使用料の歳入があるが、適切な金額と考える。（殆ど市民の健康づくりに関連する行事での借用のため、使用料は無料となっている。）

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善） ● 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 施設管理は長期的にみた経費削減のための方策を検討する。 委託する業務や光熱費においても経費削減を目指す。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果	
	経年劣化などで改修経費が高くなることが予測されるが、施設設備及び電気機器等の改修は長期的に見て有効的な改修方法を選択する。また、光熱費においては職員の節電意識を向上させる。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況		
	H26取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260372

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	各種予防接種事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 02
		事業コード（大－中－小）	01	—	31	— 02

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化
	具体的な施策と内容	1	保健・医療の充実
事務事業の目的	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行う。		
事務事業の概要（全体事業の内容）	定期予防接種：予防接種法に基づく予防接種を行う。 ・A類疾病予防接種（発生及びまん延を予防。）日本脳炎、麻しん風しん混合、四種混合など ・B類疾病予防接種（発病・重症化を防止。）高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌		
根拠法令、要綱等	予防接種法		

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度：合併前	終了年度	未定	

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
20歳未満と65歳以上の市民	・医療機関に予防接種実施を委託し、市民から医療機関へ直接接種希望の予約により実施している。 ・市民に各種予防接種の勧奨をおこなう。（予防接種の勧奨通知を印刷し、学校・幼稚園・保育園等に配布したり、対象者に郵送する。また、母子手帳交付や赤ちゃん訪問時にも予防接種の勧奨を行う。） ・実施時期は高齢者インフルエンザが10月～12月、それ以外は通年。 ・平成26年10月から、水痘と高齢者の肺炎球菌が定期接種化された。 ・平成26年10月から、成人（妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者）の風しん予防接種助成事業（県補助1/2）を行っている。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 乳幼児や児童・生徒に予防接種を実施することにより、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。また、高齢者のインフルエンザ罹患及び罹患時の重症化を防ぐ。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

予防接種法の改正が随時行われていて、定期予防接種ワクチンの種類が年々増加しているため、事業費も増加している。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	330, 778	297, 953	330,212	360,958	385,130	417,430	417,430
事業費（直接経費）（単位：千円）	330,778	284,303	319,082	349,828	374,000	406,300	406,300
財源内訳　国県支出金	60,554	0	240	435	0	0	0
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	270,224	284,303	318,842	349,393	374,000	406,300	406,300
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	13, 650	11,130	11,130	11,130	11,130	11,130
正規職員従事者数（単位：人）	－	1. 95	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0. 40	0.25	0.75	0.75	0.75	0.75

活動指標（事業の活動量・実績の数値化）	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	麻しん風しん混合予防接種率（1期と2期の平均）	%	計画	－	95	95	95	95	95
			実績	95.32	97.03	94.9	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	麻しん患者数	麻しんワクチンの接種は麻しんのまん延を予防するためなので患者数とした。	人	計画	－	0	0	0	0	0
					実績	0	0	0	－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	各種予防接種を実施することにより、市民の健康を維持することに結び付く。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	子どもの接種率は、殆どの予防接種において90%を超えている。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	妥当である ● あまり妥当でない 妥当でない	本事業は、予防接種法に基づき市町村の実施が規定されているため、各種予防接種を実施しなければならなず、実施することは妥当である。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	子どもの接種率は、殆どの予防接種において90%を超えている。特に麻しん（MR）の接種率は、概ね95%を維持している。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	接種率を向上させるため、時間外や休日の接種を行うことも考えられるが、副反応発生時の体制が困難であるため、実施していない。 また、年齢範囲等で定期接種として認められない方を市独自の助成を行うことは考えられる。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	予防接種は医療機関しか実施できないため、民間委託等によるコスト削減は難しい。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	目的や形態が類似する事業はない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	現在は、保健師1名、事務職員1名の2名が兼務で担当しているが、専任1名と非常勤職員等の2名にすることは検討の余地がある。しかし今後も定期接種の種類が増加することや頻繁に制度改正があるため、事務職員の従事も必須であり、見直しは難しい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	A類疾病の定期接種の自己負担は全国的に無料であり、受益者負担はできない。 B類疾病の高齢者のインフルエンザ予防接種は、現在1,030円の負担があるが、接種費用の3割ぐらいの自己負担とする考えもある。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） ● 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 予防接種は、市民の安全性を第一に行うことが必須であるため、法の制約の下で事業を行う。 今後、定期接種となるワクチンも増えることから規模が拡充し、コスト増加は確実となる。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果	
	今後も定期予防接種ワクチンの種類が増え、市民の安全性は向上し感染のおそれがある疾病にはかかりにくくなるが、その分コストの増加が見込まれる。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260373

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	結核予防事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 02
		事業コード（大－中－小）	01	—	31	— 03

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化
	具体的な施策と内容	1	保健・医療の充実
事務事業の目的	結核のまん延防止を目的とし、胸部レントゲン撮影を実施し、結核患者の早期発見を図る。		
事務事業の概要（全体事業の内容）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、市町村における結核検診は、65才以上に毎年実施となっているが、健康増進法による肺がん検診（40歳以上）も同時に実施しているため、40才以上の方に対して、結核検診（胸部エックス線検査）と肺がん検診を同時に実施している。		
根拠法令、要綱等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核予防法は、H19.3. 31をもって廃止）		

実施手法（該当欄を選択）	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である
	その他（　　）				2 義務ではない
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定	

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
40才以上の市民	＜健診申し込み＞ 前年度の2月末まで申し込みをとり、次年度の健診を計画する。その後の申し込みについては、健診期間中であれば随時電話等で対応する。 ＜実施方法＞ 複合健診（4月～11月）、巡回健診（7月）の集団健診として実施。 ＜検査料金＞全額八代市負担
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成19年度までは、合併前の検診体制を引き継ぎ、実施する地域も広範囲であったが、徐々に検診実施場所を見直し、複合健診と巡回健診の中で実施している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	（単位：千円）	5, 490	5, 805	7,946	8,114	8,140	8,785	8,785
事業費（直接経費）	（単位：千円）	5,490	5,315	7,106	7,274	7,300	7,945	7,945
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源（特別会計→事業収入）	5,490	5,315	7,106	7,274	7,300	7,945	7,945
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）	（単位：千円）	－	490	840	840	840	840	840
正規職員従事者数	（単位：人）	－	0. 07	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
臨時職員等従事者数	（単位：人）	－	0. 00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	65歳以上の結核検診受診率	%	計画	－	12	12	13	14	15
			実績	11.7	11.4	14.2	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	結核罹患率	熊本県結核対策プランの罹患率目標値（15%以下）に準ずる。（H24年県平均罹患率16.0）	%	計画	－	15	15	15	15	15
					実績	15.3	19.3		－	－	－
	②	結核死亡者数	結核死亡者数0を目指す	人	計画	－	0	0	0	0	0
					実績	3	6		－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施している。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	結核予防という目的は変わらない。結核は、過去の病気ではなく、依然として結核予防は重要な事業である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の者及びその他特に必要があると認めた者に対して市長村長が実施しなければならないとされている。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	65歳以上の方の受診率は微増しているが、高齢者の結核発病率が高いという状況を踏まえ、さらに、高齢者の受診徹底を図る必要がある。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	高齢者が受けやすい検診体制を検討していく。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	検診機関への委託事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	現在、集団健診のみで実施している。個別の医療機関健診での実施を検討していく。コスト削減は、検診の質や精度管理の低下につながるので難しい。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	検診機関への委託事業である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	感染症予防の観点から受益者負担は適当でないと考える。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 40歳以上を対象に肺がん検診と同時に実施しているが、65歳以上の受診率は、微増しているものの低率である。高齢者が受診しやすいような検診体制の見直しを検討していく必要がある。また、本市の罹患率が微増している状況より、結核に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及啓発を強化し、結核予防に努める。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 結核に対する正しい知識の普及啓発を広報誌、ラジオ、ホームページ等で行っていく。高齢者へ検診の案内を通知する。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260374

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	肝炎ウイルス検診事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	31	— 04

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化
	具体的な施策と内容	1	保健・医療の充実

事務事業の目的	肝炎ウィルス感染による健康障害を防ぐことを目的に肝炎ウィルス検診を実施するとともに、肝炎ウィルス検査陽性者の重症化予防を図る。
事務事業の概要（全体事業の内容）	平成26年4月1日時点で、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方で、過去に肝炎ウィルス検診を受けたことがない方を対象に、指定された医療機関で肝炎ウィルス検診を実施する。 自己負担は、なし。
根拠法令、要綱等	健康増進法

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成23年度	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
平成26年4月1日時点で、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方で、過去に肝炎ウィルス検診を受けたことがない方	【周知方法】対象者に、受診券を郵送する。 【検診期間】平成26年7月1日～平成27年1月31日 【実施機関】指定医療機関 【自己負担金】無料 【結果通知】 ●陰性の場合は、結果を自宅へ郵送する。 ●陽性の場合は、「肝炎ウィルス検診を受けた医療機関で結果の説明を受けてください」という案内通知を自宅へ郵送し、医師から直接結果の説明を受ける。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 肝炎ウィルス感染者の早期発見・早期治療に結びつけることで、肝炎による健康障害や重症化（肝硬変や肝がん）する市民を減らす。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成22年度までは、肝機能検査のひとつであるALT（GPT）値が36以上でかつ総合判定で「要指導」と判定された方を対象に、自己負担金1，700円で肝炎ウィルス二次検診を実施していた。平成23年度以降は健康増進法の中で肝炎ウィルス検診を実施している。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	0	17，521	18,561	21,279	21,279	21,620	21,620
事業費（直接経費）（単位：千円）	0	15,421	16,461	17,849	17,849	18,190	18,190
財源内訳　国県支出金	0	10,888	12,955	12,875	12,875	12,900	12,900
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	0	4,533	3,506	4,974	4,974	5,290	5,290
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	2，100	2,100	3,430	3,430	3,430	3,430
正規職員従事者数（単位：人）	－	0．30	0.30	0.49	0.49	0.49	0.49
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0．00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標（事業の活動量・実績の数値化）	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	肝炎ウィルス検診受診率	%	計画	－			25	25	25
			実績	22.4	22.1	23.3	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	肝炎ウィルス検査陽性者発見数	肝炎ウィルス感染が疑われる者の発見数	人	計画	－		35	35	35	35
					実績	31	26		－	－	－
	②	肝炎ウィルス陽性者受療率	肝炎ウィルス検診陽性者の医療機関受診率100%を目指し、重症化を防止する。	%	計画	－			100	100	100－
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	健康増進法の中で決められている事業である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	肝炎ウィルス感染の早期発見を行い、早期治療へ結びつけることで肝がん等の発症予防につながるため、市民の関心は高いと思われる。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	健康増進法に基づき、市町村が実施する事業である。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	肝炎ウィルス感染者に対する受療状況の追跡調査を実施していないため、早期受診・早期治療にむすびついたのかを把握できていない。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	肝炎ウィルス感染陽性者に対する受療状況を把握できる事業を実施する必要はある。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	できない 検討の余地あり 可能である	集団健診を実施している健診機関へ肝炎ウイルス検診を導入することでコスト削減が期待できるが、陽性者への結果説明や精密検査の受診勧奨など医療機関との連携を検討していく必要がある。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	集団健診項目へ追加することで、単独実施よりコストの軽減が期待できる。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	検査及び結果説明等の委託できる内容は、医療機関に委託しているため、これ以上の人件費の見直しは難しい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	個人負担金相当分の料金については、健康増進事業10/10の補助事業であるため、受益者負担の見直しは難しい。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 健康増進法に基づいて、市町村が実施に努めなければならない事業であるため、今後も肝炎ウィルス検診を実施していく。 また、「陽性」又は「感染の危険性が極めて高い」と判定された方の重症化予防に向けての体制を整える。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果	
	「陽性」又は「感染の危険性が極めて高い」と判定された方の医療機関受診状況を把握する体制を整え，重症化する市民の減少を目指す。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260375

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	健康づくり推進事業	会計区分	01 一般会計		
		款項目コード（款-項-目）	04 —	01 —	01
		事業コード（大－中－小）	01 —	32 —	01

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）			
	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	2	健康増進の支援
	具体的な施策と内容	1	健康づくりの推進

事務事業の目的	市内20地域において健康づくり活動や特定健診受診率向上のための活動を推進する。
事務事業の概要（全体事業の内容）	健康づくりは個人では限界があり、地域住民と共に健康づくり事業を実施し充実を図るために、校区単位で組織し、活動・支援を行う。加えて、健診受診を推奨し、健診結果を基に運動指導事業等を展開し、日頃からの生活習慣を見直すことが大切であることを市民に理解してもらい、自ら健康づくりに取り組む機会を提供する。
根拠法令、要綱等	21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）、八代市地域健康づくり連絡会設置要領

実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　一部委託　全部委託 その他（　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	平成26年度

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
全市民の健康	・八代市地域健康づくり連絡会開催（年1回） 各校区で行われている健康づくり活動を紹介したり、健診の受信率を向上させるための方策を考える会を開催する。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 生活習慣病を知ることにより、住民が自分自身の健康づくりの意識を高め、特定健診の受診率向上を目指す。また、健康づくり推進員等の各地域の住民の協力と、行政が一体となり、健康づくりを推進し、介護保険費や国保の医療費の削減を目標とする。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

「地域健康づくり推進協議会」には各校区に活動費として47,500円を支援していたが、平成26年度から住民自治の組織になるため、当課からの補助金はなくなった。（住民自治の活動資金の一部となる。）このため、平成27年度よりこの事業は廃止し、地域健康づくり連絡会開催に係る予算は、健康増進事業に移行している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	（単位：千円）	934	10,177	8,515	0	0	0	0
事業費（直接経費）	（単位：千円）	934	447	115	0			
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0			
	地方債	0	0	0	0			
	その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0			
	一般財源（特別会計→事業収入）	934	447	115	0			
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）	（単位：千円）	－	9,730	8,400	0	0	0	0
正規職員従事者数	（単位：人）	－	1.39	1.20	0.00	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数	（単位：人）	－	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①			計画	－					
			実績				－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合
健康づくり活動による健康の度合いが単純には計れない。

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①				計画	－					
					実績				－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合 健康づくり活動による健康の度合いが単純には計れない。										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	市民が自分自身の健康づくりの意識を高め、健診の受診率向上を目指し、介護保険費や医療費の削減に寄与する。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	市民の健康づくりに寄与する事業で、役割は大きい。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	住民自治の活動として健康づくり推進活動をおこなっているが、他地域の活動情報の交換や、特定健診等行政から発信する情報等を提供する会なので、取りまとめする役割から行政が行うことに妥当性はある。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	特定健診受診率はあまり順調とは言えない。受診率向上のための方策を各地域・行政で検討していく。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	特定健診受診率はあまり順調とは言えない。受診率向上のための方策を各地域・行政で検討していく。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	事業費は会議に係る費用（費用弁償等）のみである。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない 検討の余地あり ● 可能である	生活習慣病予防を支援するという共通の目的から健康増進事業と統合した。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	各地域の行事等に保健師を派遣しているが、健診や保健指導及び食育等専門的な知識がある非常勤職員での対応も検討していく。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	現在は受益者負担はない。保健事業の一環として今後も受益者負担制度は設けない。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 健康増進事業と統合した。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 生活習慣病の改善のために特定健診の必要性を行政と地域健康づくり組織で啓発し、特定健診受診率を向上させ、介護保険費や医療費の削減に少しでも寄与する。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			

外部評価の実施		有 ： 外部評価（市民事業仕分け）	実施年度	平成22年度
改善進捗状況等	H26進捗状況	3. 現状推進		
	H26取組内容	ここ数年取組内容に変化なし		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260378

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	健康増進事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	32	— 04

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	2	健康増進の支援
	具体的な施策と内容	2	生活習慣病予防の推進

事務事業の目的	青壮年期からの健康づくり及びがん・糖尿病・脳血管疾患・心臓病等の生活習慣病の発症予防・重症化予防により健康寿命を延伸し、市民の健康の保持増進を図る。
事務事業の概要（全体事業の内容）	【健康増進法第17条第1項に基づく事業】①健康手帳の交付　②健康教育　③健康相談　④訪問指導 【健康増進法第19条の2に基づく事業】①歯周疾患検診　②肝炎ウィルス検診　③生活保護受給者の基本健康診査及び保健指導　④がん検診（胃がん検診・子宮がん検診・肺がん検診・乳がん検診・大腸がん検診） 【本市独自の事業】①ヤング健診　②腹部超音波健診　③前立腺がん検診　④歯周疾患健診（20歳～39歳・40歳以上の節目年齢以外の者）
根拠法令、要綱等	健康増進法・地域保健法

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度：合併前	終了年度：未定		

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
20歳以上の市民 成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 青壮年期からの健康の保持増進、生活習慣病の発症・重症化を防ぐとともに、がんを含む疾病の早期発見を図ることにより健康寿命を延伸する。 また、医療費の抑制を図る。	【実施内容】①健康手帳の交付　②健康教育　③健康相談　④訪問指導　⑤歯周疾患健診　⑥肝炎ウィルス検診　⑦生活保護受給者の基本健康診査及び保健指導　⑧がん検診（胃がん検診・子宮がん検診・肺がん検診・乳がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診）　⑨腹部超音波検診 【実施方法】健康手帳は、健診受診時等に希望者に交付する。 また、健康教育は地域住民や各団体等を対象に健康づくりの講話を実施し、健康相談は日時を指定して実施している。 訪問指導は、専門職が各家庭に出向き、保健指導を行っている。 健（検）診は、受診者が集団検診又は個別健診のどちらかを選択し、それぞれの健（検）診実施期間内に受診する。 【自己負担金】 健（検）診は、自己負担金を設定している。

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成19年度までは、老人保健法に基づいて実施していた。平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づいて、健（検）診・健康教育・健康相談・訪問指導等を実施している。
また、がん検診推進事業として、平成21年度から特定の年齢の方へ子宮がん検診、乳がん検診の無料クーポンを配布している。さらに、平成23年度からは、大腸がん検診についても特定の年齢の方への無料クーポンを配布している。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	118, 430	149, 944	148,752	137,829	138,833	140,747	140,747
事業費（直接経費）（単位：千円）	118,430	116,344	120,752	101,779	102,783	104,697	104,697
財源内訳　国県支出金	13,085	10,605	9,196	8,468	8,500	8,500	8,500
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	389	0	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	105,345	105,350	111,556	93,311	94,283	96,197	96,197
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	33, 600	28,000	36,050	36,050	36,050	36,050
正規職員従事者数（単位：人）	－	4. 80	4.00	5.15	5.15	5.15	5.15
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0. 25	0.25	0.80	0.80	0.80	0.80

活動指標　事業の活動量・実績の数値化

	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	胃がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・肺がんの延べ受診者数	人	計画	－		33500	28500	29000	29500
			実績	32807	32745	30708	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③		人	計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	生活習慣病による死亡者の割合	生活習慣改善により、重症化を予防し、がん・心疾患・脳血管疾患による死亡者数の減少（人口動態調査）	%	計画	－		51.5	51	50.5	50
					実績	51．6	52．2		－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	健康増進法、八代市総合計画及び保健計画の目的と結びついている。
	②	【市民ニーズ等の状況】市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	病気にかからず健やかに過ごしたい、という市民の思いは変わらない。
	③	【市が関与する必要性】市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	健康増進法に基づき、市町村が実施することになっている。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	生活習慣病による死亡者の割合が減少傾向に至らない。
	②	【事業内容の見直し】成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	精密検査受診率の向上を図る方策を考える必要がある。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	健康増進法に基づき、市町村が実施することになっており、その中で健診は健診機関に委託している。
	②	【他事業との統合・連携】目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	他の事業と組み合わせながら実施している。
	③	【人件費の見直し】現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	非常勤職員にお願いできる部分はお願いしており、実施する業務には限りがある。
	④	【受益者負担の適正化】事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	消費税が上がる年度には、自己負担額を見直す必要がある。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 受診者数の増加を目指し、健診の意義等について積極的に周知啓発活動を行っていくとともに、受診しやすい健診体制について検討していく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 受診者の増加を目指し、受診しやすい健診体制を整えることで疾病の早期発見につながり、また保健指導を行うことで生活習慣病の発症及び重症化を予防する。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260379

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	食生活改善推進事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	32	— 06

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	2	健康増進の支援
	具体的な施策と内容	3	食育の推進

事務事業の目的	子ども達への「食育」をはじめ、食文化の継承、生活習慣病等の予防、高齢者の低栄養予防などを広く普及させる。
事務事業の概要（全体事業の内容）	現代は、健全な食生活が失われつつあり、子ども達への「食育」をはじめ、食文化の継承、生活習慣病等の予防、高齢者の低栄養予防など、地域を挙げたそれらへの取り組みが必要だと言われている。このような状況に対処するために、食生活改善推進員養成事業を行い、地域の推進員を養成する。 また、食生活改善推進員協議会活動事業は、食生活を通したメタボリックシンドローム予防及び健診の重要性を普及するため、食生活改善推進員に対する研修会を開催し、健康づくりの普及啓発活動が地域で行えるように支援する。
根拠法令、要綱等	食育基本法、婦人の健康づくり推進事業等実施要綱、地域保健対策の推進に関する基本的な指針

実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　一部委託　全部委託 その他（　　）		法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
市民	・食生活改善推進員養成事業 養成講座を開催し、地域ボランティアである食生活改善推進員（ヘルスメイト）を養成する。 ・食生活改善推進員協議会活動事業 食生活を通したメタボリックシンドローム予防及び健診の重要性を普及するため、ヘルスメイトに対する研修会を開催し、健康づくりの普及啓発活動が地域で行えるように支援する。 ・生活習慣病予防の支援 乳幼児健康診査時の栄養相談、保育園・小中学校・高校での食育教室、健康診査結果に基づいた栄養指導、家庭訪問による栄養指導などを行っている。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 食生活改善推進員（ヘルスメイト）による地域活動を積極的に行うことで、住民参加型の健康づくりとなり、多くの住民への食生活改善の普及啓発が行え、地域全体に健康づくりに関する情報提供ができる。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

食生活改善推進活動数は増加、活動に参加する人の年齢層は幅広くなっているが、養成講座受講生が減少傾向にある。
平成24年度から国において男性の食生活改善推進員の加入が認められた。
平成26年度からヘルスメイトの養成制度を緩和することにより、今までよりも資格取得しやすくし、ヘルスメイトの増員を図っている。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	1, 144	6, 931	5,872	5,827	5,827	5,827	5,827
事業費（直接経費）（単位：千円）	1,144	1,121	1,112	1,067	1,067	1,067	1,067
財源内訳　国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	42	22	56	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	1,102	1,099	1,056	1,067	1,067	1,067	1,067
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	5, 810	4,760	4,760	4,760	4,760	4,760
正規職員従事者数（単位：人）	－	0. 83	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0. 00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標　事業の活動量・実績の数値化

	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	食生活改善推進員研修会 リーダー研修会 全会員対象の研修会	回	計画	－	6	6	6	6	6
			実績	6	6	6	－	－	－
②	ヘルスメイト養成講座受講者数	人	計画	－	20	20	20	20	20
			実績	12	7	19	－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	地域食育活動回数	地域で活動する推進員が市民の健康づくりのために行う活動の回数	回	計画	－	3000	3100	3200	3300	3400
					実績	2281	4938	3579	－	－	－
	②	地域食育活動参加者数	健康づくりのために行う活動に参加した人数	人	計画	－	10000	10500	11000	11500	12000
					実績	7750	12440	10872	－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	食生活改善推進事業は国の指針より、ヘルスメイトの養成、地域活動の発展及び組織の強化に努めるよう市町村が指導することになっている。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	生活習慣病予防の支援（乳幼児健康診査時の栄養相談、保育園・小中学校・高校での食育教室、メタボリックシンドローム予防等）は市民の関心も高いと考える。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	食生活改善推進事業は国の指針より、ヘルスメイトの養成、地域活動の発展及び組織の強化に努めるよう市町村が指導することになっている。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	食生活改善事業の推進のために地域ボランティアの推進員を養成することは有効であるが、養成講座への応募数より脱会者数が上回り、全体数が年々減少している。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	ヘルスメイト養成制度を見直し、食生活改善推進員数（現在134人）が増加する方法を検討する必要がある。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	食生活改善推進事業は国の指針より、ヘルスメイトの養成、地域活動の発展及び組織の強化に努めるよう市町村が指導することになっている。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	健康づくりの関連から健康づくり推進事業との連携を行っている。コストの削減はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	ヘルスメイトはボランティアによる活動を行っている。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	食生活改善推進員は住民参加型の地域ボランティア形式で活動してもらっているため、同組織の講習会・研修会等の実費に必要な経費については補助金を支出している。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 食生活改善推進員を養成する機会や研修会を増やし、地域での健康づくりの普及啓発活動が積極的に行えるよう支援していく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 地域の健康づくり推進活動を充実させるために、平成26年度から今までよりもヘルスメイトになりやすい養成制度の導入を行っている。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260382

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	企業会計繰出金事業（水道）	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	06	—	12	— 15

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	6	市民と行政がともに歩むために
	施策の大綱（節）【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営
	施策の展開（項）【施策】	2	財政の健全性の確保
	具体的な施策と内容	3	計画的な財政運営
事務事業の目的	地域住民の生活に必要な水道事業などのサービスを提供するために市が運営する水道事業会計に対し、地方公営企業法に基づき、一般会計から繰出しする。		
事務事業の概要（全体事業の内容）	水道事業会計に一般会計から繰出しする予算（企業債元利償還金など）を確保する。		
根拠法令、要綱等	地方公営企業法等		

実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない
事業期間	開始年度　合併前	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
水道事業の特別会計	特別会計側の決算終了後、一般会計から繰出す金額を（児童手当、企業債元利償還金、その他運営経費など）支払う。 ・水道事業会計繰出金（企業債元金）　35,162 千円 ・水道事業会計繰出金（企業債利子）　1,482 千円
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） ・特別会計側の決算終了後、一般会計から繰出す金額を（児童手当、企業債元利償還金、その他運営経費など）支払う。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

水道事業会計の実情に即しながら繰出しする。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	70, 361	51, 402	36,994	22,766	12,860	6,066	2,960
事業費（直接経費）（単位：千円）	70,361	51,262	36,644	22,416	12,510	5,716	2,610
財源内訳　国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	70,361	51,262	36,644	22,416	12,510	5,716	2,610
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	140	350	350	350	350	350
正規職員従事者数（単位：人）	－	0. 02	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0. 00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標　事業の活動量・実績の数値化

	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①			計画	－					
			実績				－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

水道事業会計の実情に即しながら繰出しているため、指標にするのは困難。

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①				計画	－					
					実績				－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合
水道事業会計の実情に即しながら繰出しているため、指標にするのは困難。

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	地方公営企業法に基づく事業
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	一般会計から繰出するだけであり、市民のニーズには影響ない。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出するため妥当性はある。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	一般会計から特別会計に繰出するため、成果目標を数値化できない。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	一般会計から特別会計に繰出するため、成果目標等を数値化できない。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出している。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出している。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	人件費は庶務事務程度で見直しは困難。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者負担はない。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善） ● 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 特別会計等の健全な財政運営を確保するため、法令で定められた基準内の金額または歳入の不足分に対し、予算の相互充用として、一般会計からの繰出しを行う。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 地方公営企業法に基づき一般会計から繰出するため現行どおりとする。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260383

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	特別会計繰出金事業（簡水）	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	06	—	12	— 33

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	6	市民と行政がともに歩むために
	施策の大綱（節）【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営
	施策の展開（項）【施策】	2	財政の健全性の確保
	具体的な施策と内容	3	計画的な財政運営
事務事業の目的	地域住民の生活に必要な簡易水道事業などのサービスを提供するために市が運営する簡易水道事業会計に対し、地方公営企業法に基づき、一般会計から繰出しする。		
事務事業の概要（全体事業の内容）	簡易水道事業会計に一般会計から繰出しする予算（主に人件費と企業債元利償還金など）を確保する。		
根拠法令、要綱等	地方公営企業法等		

実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない
事業期間	開始年度：合併前	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
簡易水道事業の特別会計	特別会計側の決算終了後、一般会計から繰出す金額を（主に人件費・児童手当・企業債元利償還金・その他運営経費など）支払う。 ・八代地区　9,196 千円 ・坂本地区　78,061 千円 ・東陽地区　20,922 千円 ・泉　地区　15,332 千円
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） ・特別会計側の決算終了後、一般会計から繰出す金額を（主に人件費・児童手当・企業債元利償還金・その他運営経費など）支払う。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

簡易水道事業会計の実情に即しながら繰出しする。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	（単位：千円）	118,077	130,946	124,141	131,189	131,189	131,189	131,189
事業費（直接経費）	（単位：千円）	118,077	130,946	123,511	130,559	130,559	130,559	130,559
財源内訳 国県支出金		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 地方債		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 その他特定財源（特別会計→繰入金）		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 一般財源（特別会計→事業収入）		118,077	130,946	123,511	130,559	130,559	130,559	130,559
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）	（単位：千円）	－	0	630	630	630	630	630
正規職員従事者数	（単位：人）	－	0.00	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
臨時職員等従事者数	（単位：人）	－	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①			計画	－					
			実績				－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合
簡易水道事業会計の実情に即しながら繰出しているため、指標にするのは困難。

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①				計画	－					
					実績				－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合 簡易水道事業会計の実情に即しながら繰出しているため、指標にするのは困難。										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	地方公営企業法に基づく事業
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	一般会計から繰出するだけであり、市民のニーズには影響ない。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出するため妥当性はある。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	一般会計から特別会計に繰出するため、成果目標を数値化できない。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	一般会計から特別会計に繰出するため、成果目標を数値化できない。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出している。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	地方公営企業法に基づき一般会計から繰出している。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	人件費は庶務事務程度で見直しは困難。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	受益者負担はない。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善） ● 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 特別会計等の健全な財政運営を確保するため、法令で定められた基準内の金額または歳入の不足分に対し、予算の相互充用として、一般会計からの繰出しを行う。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 方公営企業法に基づき一般会計から繰出するため現行どおりとする。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260368

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第一保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	不妊治療助成事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	21	— 01

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	2	安心して出産・子育てできるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	母子保健の充実
	具体的な施策と内容	1	妊産婦の健康支援

事務事業の目的	特定不妊治療（体外受精又は、顕微鏡授精による不妊治療）を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進する。
事務事業の概要（全体事業の内容）	特定不妊治療にかかる自己負担額から、熊本県特定不妊治療費助成金額分等（15万円）を差し引いた額の2分の1（上限5万円まで）を助成額とする。 助成の回数は、1年度当たり2回（初年度のみ3回）まで、通算5年間で10回まで申請することができる。ただし、平成26年度以降初めて申請する方が40歳未満の場合は、43歳になるまでに通算6回までの助成が受けられる。
根拠法令、要綱等	八代市不妊治療助成要領

実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成24年度	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
特定不妊治療（体外受精又は、顕微鏡授精による不妊治療）を受ける夫婦	・特定不妊治療を受けた場合は、まず、熊本県（八代保健所）に申請を行い。そこで自己負担が15万円を超えた場合は、八代市へ県の決定通知を添えて申請を行う。八代市は申請を受け、市税の完納調査を行い、完納であれば、自己負担から熊本県特定不妊治療費助成金額分等（15万円）を差し引いた額の2分の1（上限5万円まで）を助成する。助成の回数は、1年度当たり2回（初年度のみ3回）まで、通算5年間で10回まで申請することができる。ただし、平成26年度以降初めて申請する方が40歳未満の場合は、43歳になるまでに通算6回までの助成が受けられる。 ・保健所や医療機関に広報のパンフレットを置いている。また、ホームページでも参照できる。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 不妊治療に対する経済的負担の軽減を図ることにより、妊娠を望む夫婦を安心して妊娠・出産へと導くことができる。ひいては、少子化対策の一助となる。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

八代市において、この事業は平成24年度から開始したが、国は平成26年度から28年度にかけて制度改正（年齢制限・上限回数等）を実施しているため、市においても国の制度と同期をとる必要がある。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	1, 549	3, 302	5,328	4,710	5,100	5,300	5,500
事業費（直接経費）（単位：千円）	1,549	2,322	3,228	2,610	3,000	3,200	3,400
財源内訳　国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	1,549	2,322	3,228	2,610	3,000	3,200	3,400
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	980	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
正規職員従事者数（単位：人）	－	0. 14	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0. 00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標（事業の活動量・実績の数値化）	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	申請者数		計画	－	40	40	48	45	47
			実績	31	45	48	－	－	－
②	申請件数		計画	－	60	60	76	70	74
			実績	45	69	84	－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	母子手帳交付者数	不妊治療において懐妊に成功した人数	人	計画	－	10	10	15	15	17
					実績	7	14	19	－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	本事業は、八代市独自に不妊治療中の方に金銭的に援助するもので、一部の市民にしかメリットはないが、少子化対策の一助として、施策的には妥当性がある。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	妊娠を希望する夫婦にとって、不妊治療費が高額であることが一つのネックとなっており、この事業の役割も妥当性がある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	県の助成に上乗せする形なので県の事業と競合しているが、市税の納付状況の調査や県との連携も必要であり、市が取り組む事業である。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	申請者48人のうち19人（39.6%）が懐妊しており、昨年度14人（31.16%）と比べると順調に推移しているといえる。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	成果を向上させるためには、多くの人に治療を受けてもらう必要があるが、自己負担額が高額になるため、勧奨も難しい。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	母子相談等専門知識が必要なため、委託や非常勤職員では困難である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	類似・関連する事業はない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	母子相談等専門知識が必要なため、委託や非常勤職員では困難である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	一般財源の扶助費であるため、助成上限額 5万円を引き下げることを検討しているが、治療費が高額なため大幅な引き下げは難しい。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善） ● 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 受益者が特定の人に限られるが、懐妊を望む夫婦のために、また、少しでも少子化対策になれば良いと考え事業は継続する。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 平成28年度からは、申請の上限年齢が42歳まで、上限回数が最初の申請時年齢が40歳未満は6回、40歳以上は3回までとなり、現在より申請件数は減少するが妊娠する人数は維持し、妊娠する割合は高くなる。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況		
	H26取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特定不妊治療以外の治療にも助成するなど助成対象の拡大を要望する。

別記様式（第５条関係）

No	4260369

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第一保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	妊産婦健康支援事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	21	— 02

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	2	安心して出産・子育てできるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	母子保健の充実
	具体的な施策と内容	1	妊産婦の健康支援

事務事業の目的	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠中の健康管理や親となるための知識や技術を習得するための支援を行う。
事務事業の概要（全体事業の内容）	安心して出産・育児ができるよう妊娠届出をした妊婦を対象に、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期の健康管理や出産・育児に必要な知識や技術等の保健指導を行うとともに、妊娠前の命の尊さを理解するための思春期健康教育を学校と連携しながら行う。 ○母子健康手帳交付 ○保健指導(母子手帳交付時の健康教育　両親学級　妊婦健康相談　家庭訪問指導　思春期教育　妊娠前の健康教育など) ○妊婦健康診査
根拠法令、要綱等	母子保健法、子ども・子育て支援法(平成24年8月22日施行)第59条13

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
母性およびそれらを取り巻く全市民	・妊娠届出時の母子健康手帳交付及び保健指導 ・医療機関委託による妊婦健康診査費用の最大14回助成 ・妊婦健康診査受診勧奨と健診結果異常者への保健指導 ・妊婦訪問指導 ・講話、妊婦疑似体験等の実技を交え、父親の育児参加促進に力点を置いた両親学級 ・学校と連携した性教育
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 妊娠中の異常の早期発見・早期治療や心身ともに安定した環境で母体管理を行うことで、安全な出産と健康な児の出生をめざす。さらに、低体重児の出生を減らすことで、育児不安の軽減や、養育医療費の削減、ひいては将来の生活習慣病の減少につなげる。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

妊婦健康診査の公費助成は、平成20年3月までは2回となっていたが、同年4月から5回に拡大、さらに21年1月から14回へと拡大された。25年4月からは交付税化へと移行したものの、本市も国の動向に沿った事業を展開している。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	0	104, 288	103,073	104,625	104,625	104,625	104,625
事業費（直接経費）（単位：千円）	0	93,788	89,773	91,325	91,325	91,325	91,325
財源内訳　国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	0	93,788	89,773	91,325	91,325	91,325	91,325
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	10, 500	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
正規職員従事者数（単位：人）	－	1. 50	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0. 40	0.25	1.05	1.05	1.05	1.05

活動指標　事業の活動量・実績の数値化

	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	妊婦健康診査延べ受診件数	件	計画	－	12950	13100	13250	13400	13500
			実績	12294	13028	12515	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	低出生体重児の割合	1年間に生まれた児の内、出生体重が2500g未満の児の割合（人口動態調査に基づき、数値は前年次となる。）		計画	－		8.2	8.15	8.1	8
					実績	7.6	8.7		－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	母子保健法は、母子の健康の保持及び増進を図るため、地方公共団体は保健指導、健康診査、その他の措置を講じるとしている。保健指導はその柱で、本市の少子化対策や健康な人づくりの観点からも上位施策に結びつくものである。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	妊娠健康診査は、子ども・子育て支援法の中に位置づけられ、市民ニーズも大きいことから本事業の役割は重要である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	妊婦健康診査の14回公費助成は、国が25年度以降も、妊婦の健康管理の充実と経済的負担を軽減するため、交付税措置へと移行し、子育て支援事業の1つとしている。民間医療機関等で提供される内容との重複を避け、対象の健康状態やニーズに応じた内容の提供に努めている。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	妊婦健診受診者数に増減があるが、妊婦健診助成回数の拡充により妊娠届け出時期が早くなり、妊娠早期から適切な保健指導が行えるようになった。また、早期治療を行う等、安全な出産へと導くことができている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	低出生体重児の更なる減少を図るためには、事業内容を見直す余地はある。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	本事業のうち母子健康手帳交付等については、新たな民間委託や他事業との統合の可能性は考えられない。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	妊婦健康診査後の保健指導は、委託医療機関においても実施されている。医療機関と当課の連携の強化は必要であり、互いに情報提供しながら指導を行うことでより一層効率が期待できる。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	妊産婦やその家族への支援は、個々に応じた多方面からの専門的支援が必要とされるため、非常勤職員では限界がある。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	妊婦健康診査にかかる費用は、14回分の規定の検査内容分は無料だが、妊娠状況により自己負担金も発生する。 受益者負担が生じることで受診者が減少する可能性も懸念されることから、見直しの余地はないと考える。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 妊婦の適正な体重管理や喫煙、歯周病と流早産の問題等、妊娠中の健康管理や親としての心構え等の保健指導の充実を図るとともに、妊婦健康診査の14回助成を継続し、受診勧奨や健診結果で異常のある妊婦への栄養指導や訪問指導を充実する。 さらに妊娠中から一貫した相談･支援を行い、切れ目のない子育て支援の体制作りを検討していく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果	
	妊娠前や妊娠中の命を大切にするための知識の普及啓発を充実するとともに、定期的な妊婦健康診査の受診勧奨や医療機関と連携した保健指導の充実を図ることで、安心して子どもを産み育てることができる環境を作る。さらに、低体重児の出生を減らすことで、育児不安の軽減や、養育医療費の削減、ひいては将来の生活習慣病の減少につなげる。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況		
	H26取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260370

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第一保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	乳幼児健康支援事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	21	— 04

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	2	安心して出産・子育てできるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	母子保健の充実
	具体的な施策と内容	2	乳幼児の健康支援

事務事業の目的	子どもが心身ともに健やかに育つことを目的に、訪問指導や乳幼児健診等を実施し、保護者が子どもの発達段階に応じた健康的なかかわりができるよう支援する。
事務事業の概要（全体事業の内容）	・未熟児訪問指導 ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 ・赤ちゃん広場等育児学級 ・4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査 ・こども発達相談、個別育児相談 ・乳幼児訪問指導
根拠法令、要綱等	母子保健法、児童福祉法

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
母子及びそれらを取り巻く全市民	・未熟児訪問指導 ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 ・赤ちゃん広場等育児学級 ・4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査 ・こども発達相談、個別育児相談 ・乳幼児訪問指導 ・離乳食教室
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 子どもの疾病の予防、早期発見・早期治療はもちろん、保護者が安心して子育てに取り組み、子どもの発達段階に応じた健康的なかかわりができるようになることで、心身ともに健全な子どもの育成と子どもの頃からの生活習慣病を予防する。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

第1子及び未熟児や乳幼児健診等で経過観察が必要な児、または産後精神的に不安定な母親等に対しては、母子保健法の中で訪問指導を実施していたが、育児不安や児童虐待が増加する中で児童福祉法が改正されたため、平成21年度から、母子保健法と児童福祉法に準じた乳児家庭全戸訪問事業を取り入れ、子どもの健やかな育成に努めている。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	13, 713	80, 240	71,350	76,144	76,144	76,195	76,195
事業費（直接経費）（単位：千円）	13,713	15,700	14,720	19,514	19,514	19,565	19,565
財源内訳　国県支出金	3,605	1,767	4,796	4,874	4,874	4,874	4,874
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	159	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	10,108	13,933	9,924	14,481	14,640	14,691	14,691
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	64, 540	56,630	56,630	56,630	56,630	56,630
正規職員従事者数（単位：人）	－	9. 22	8.09	8.09	8.09	8.09	8.09
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	1. 75	1.75	2.10	2.10	2.10	2.10

活動指標　事業の活動量・実績の数値化

	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	乳児全戸訪問指導実施率		計画	－		98.6	98.8	99	100
			実績	98.2	98.5	98.1	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	3歳児健診受診率	1年間に3歳児健診を受診した子どもの割合		計画	－		97	97.5	98	98.5
					実績	95.6	96.9	99.3	－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	母子保健法では乳幼児健康診査のうち、1歳6か月、3歳は義務化され、4ヶ月・7か月については勧奨となっているが、健診の場を通じて子どもの発達段階に応じた健康管理や育児について必要な知識の普及に努めていることから市民の健康づくりの基礎として位置づけられる。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	核家族や女性の社会進出等で市民ニーズが多様化し、子育てと仕事の両立を図るための子育て対策や健康な子どもを産み育てるための対策が重要視され、子ども・子育て支援新制度の中で、子育て支援の充実が義務付けされた。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	未熟児や新生児を含む乳児全戸訪問は義務化された事業であるため、本事業の継続は妥当である。
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	乳児全戸訪問指導実施率は若干減少したが、成果指標である乳幼児健診受診率は順調に推移している。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	乳幼児健診結果では、朝食の欠食、就寝時間が遅い等、健やかな心と体の基本となる生活習慣の確立ができていない等の課題もあることから、さらに、保護者の育児意欲が高まるような健診・相談・教室等の内容の見直しも必要である。
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	乳幼児健診や訪問指導の委託も考えられるが、単価契約となるため、コスト高となる。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	乳幼児健診未受診者への受診勧奨や保護者の不安軽減を重視した個別対応を充実するためには、子育て支援センター等、子育て支援関係団体と協働した育児講座の開催や、さらに民生児童委員や保育所等、関係機関との連携を密にするなどの検討が必要である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	非常勤職員による乳幼児全戸訪問を実施しているが、要支援者や複雑多岐に渡る内容は正規職員での対応が不可欠である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	義務化された事業であるため、受益者負担は妥当ではない。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 保護者ニーズの多様化に対応した健診・相談・教室等の体制づくりを検討していくとともに、子育て支援団体や関係機関等との連携を密にしながら安心して子育てができるような体制づくりを検討していく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 関係機関との連携を密にした個別対応の充実や生活習慣病予防教育を充実し、出産後から乳幼児期までの訪問指導、健康教育、健康相談、健康診査を充実することで、心身ともに健全な子どもの育成と子どもの頃からの生活習慣病予防に努めていく。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260376

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第一保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	歯科保健推進事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	32	— 02

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）			
	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	2	健康増進の支援
	具体的な施策と内容	1	健康づくりの推進

事務事業の目的	歯や口腔を健康に保つことは、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、日常生活における「むし歯」及び「歯周疾患」の予防に向けた取り組みを推進するとともに、歯科疾患の早期発見、早期治療を促進する。
事務事業の概要（全体事業の内容）	乳幼児から高齢者までの全市民を対象として、歯科健診及び歯科指導や歯質強化のためのフッ化物応用事業、歯科健康教育等を通じて、「むし歯」や「歯周疾患」の予防を行うとともに、早期発見・早期治療を促す。 本事業においては、2歳児歯科健診、心身障害者（児）歯科健診、乳幼児健診でのフッ化物塗布、子育て支援センター・保育園等における虫歯予防教育、歯の祭典における「歯と口の衛生普及事業」を展開する。
根拠法令、要綱等	健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度：合併前	終了年度	未定	

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
乳幼児から高齢者までの全市民	○2歳児歯科健診　：年29回　歯科診察及び歯科指導、フッ化物歯面塗布。 ○心身障害者（児）歯科検診：保健センターを会場に年2回、心身障がい者への歯科健診。歯科診察及び保護者を含めた歯科指導。 ○フッ化物応用事業：1歳6ヶ月児健診時のフッ化物歯面塗布。 ○歯の祭典委託　：年1回、歯と口の健康週間として、ハーモニーホール、ゆめタウン八代、八代歯科医師会口腔保健センターを会場に、歯科健診、歯科相談、ブラッシング指導、フッ化物塗布、矯正、くすり・栄養・健康、相談等の催しを歯科医師会に委託して実施。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 歯科保健の意識の向上を図り、むし歯や歯周疾患の予防のためのブラッシングやフッ化物の応用、定期健診受診などの取り組みができることで、むし歯保有率の減少と中等度以上の歯周疾患がある者の減少を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

2歳児歯科健診は、歯科保健の向上を目的に平成12年に事業を開始し、回数拡大や染出し液を利用したブラッシング指導、フッ化物応用などの内容充実を図ってきており、実施率は85%に増加している。歯の祭典においては、会場を3箇所に増やしたこともあり、参加者は年々増加し、市民の歯科保健の意識の向上につながっている。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	（単位：千円）	2, 697	8, 062	4,393	4,431	4,431	4,475	4,475
事業費（直接経費）	（単位：千円）	2,697	2,322	2,223	2,261	2,261	2,305	2,305
財源内訳 国県支出金		54	31	0	0	0	0	0
財源内訳 地方債		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 その他特定財源（特別会計→繰入金）		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 一般財源（特別会計→事業収入）		2,643	2,291	2,223	2,261	2,261	2,305	2,305
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）	（単位：千円）	－	5, 740	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
正規職員従事者数	（単位：人）	－	0. 82	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31
臨時職員等従事者数	（単位：人）	－	0. 00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標（事業の活動量・実績の数値化）	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	2歳児歯科健診受診率	%	計画	－	84	86	88	89	90
			実績	82.4	84	85.2	－	－	－
②	歯周疾患検診受診者数（40歳以上）	人	計画	－	500	510	520	530	540
			実績	494	462	382	－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	3歳児健診におけるむし歯保有率	3歳児健診でむし歯を保有している者の割合	%	計画	－	30	28	25	22	20
					実績	31.5	26.6.	23.9	－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	むし歯保有率は県平均より高く、歯周疾患検診の受診者も少ない。歯周疾患は全身の健康に影響を及ぼし、他の重篤な疾患の原因にもなっていることから、乳幼児から高齢者を含めたむし歯予防、歯周疾患予防教育の充実を図り、定期健診やブラッシング指導を実施する。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	歯や口の健康は、口腔内だけでなく全身疾患との関係性も言われている中、市民が健康的に生活する上で欠かすことのできない課題であり、市民ニーズや社会状況の変化にとらわれずに推進することが必要である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	乳幼児健診時等に合わせて集団で実施することで、全ての乳幼児に歯科健診、歯科健康教育・相談を行え、また、むし歯予防の必要性や定期健診の周知を行うことができる。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	むし歯保有率や歯周疾患検診受診者はほとんど横ばいで、成果が上がっていない。フッ化物応用の推進を図るとともに、2歳児歯科健診や歯周疾患検診の受診勧奨や検診体制等、受診率を向上させるための協議が必要である。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	フッ化物応用の推進を図るとともに、2歳児歯科健診や歯周疾患検診の受診勧奨や検診体制等、受診率を向上させるための協議が必要である。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	できない 検討の余地あり 可能である	現在実施している歯科健診の事前準備・支払事務等を歯科医師会への委託を検討することで、人件費の削減も可能と思われる。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	歯周疾患検診は、ヤング健診や複合健診の集団健診の中で実施することで受診率向上を目指しているが、受診者が少ない。個別による医療機関健診等、より効率的で、コスト削減できる方法を今後協議して行く必要がある。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	歯科保健専門に従事する職員は、一人のため、成果を下げずに人件費を削減することは不可能である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	歯周疾患検診の受診者数を増やすためには、健診体制のあり方や自己負担の引き下げ等、今後協議して行く必要があると考える。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 ● 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 八代市保健計画（第二次）に基づいた、乳幼児から高齢者を含めたむし歯予防、歯周疾患予防教育の充実を図るためには、現事業の定期健診やブラッシング指導等を受けられる場の確保や歯科保健に関する知識の普及に努める等、さらに改善が必要である。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 ・歯科保健に関する意識の向上（広報誌等による周知・啓発） ・ライフステージに応じた歯科保健の推進（歯科健診及び歯科指導・フッ化物応用による予防処置）	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況		
	H26取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260377

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第一保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	精神保健事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	32	— 03

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	2	健康増進の支援
	具体的な施策と内容	1	健康づくりの推進

事務事業の目的	近年、自殺による死亡が全国的に増加し深刻な社会問題となっており、本市の自殺率は国・県より高い傾向にある。自殺の背景には、うつ、ストレス、不眠などこころの健康に問題があると言われている。心の健康に関する知識の普及、相談支援、自殺予防のための人材育成を行いながら自殺者の減少を図る。
事務事業の概要（全体事業の内容）	【対面型相談支援事業】 ・個別に対応するために、専門職によるこころの健康相談日を実施する。 【普及啓発事業】 ・全市民を対象に、こころの健康づくりの正しい知識の普及を図るために講演会を開催する。 【人材育成事業】 ・自殺の危険性の高い人に対して、適切な対応ができるようゲートキーパー養成研修会を実施する。
根拠法令、要綱等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・自殺対策基本法

実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない
事業期間	開始年度　合併前	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
全市民	【対面型相談支援事業】 ・個別に対応するために、専門職によるこころの健康相談日を実施する。 【普及啓発事業】 ・全市民を対象に、こころの健康づくりの正しい知識の普及を図るために講演会を開催する。 【人材育成事業】 ・自殺の危険性の高い人に対して、適切な対応ができるようゲートキーパー養成研修会を実施する。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 本人が心の不調を早期に気づき、早期受診へとつながること、また心の不安定さに気づいた周囲の人が、傾聴や見守りを行うことで、自殺者の減少を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成21年度までは、精神保健の知識の普及啓発を目的に「こころの講演会」等を健康づくり事業の中で実施してきた。その後自殺対策基本法の成立に伴い、平成22年度以降は熊本県自殺対策推進事業の補助事業10/10を受けて、対面型相談支援事業、普及啓発事業、人材育成事業の3事業を実施。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	（単位：千円）	445	7,399	6,916	7,030	7,030	7,031	7,031
事業費（直接経費）	（単位：千円）	445	469	406	520	520	521	521
財源内訳 国県支出金		444	468	405	380	380	380	380
財源内訳 地方債		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 その他特定財源（特別会計→繰入金）		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 一般財源（特別会計→事業収入）		1	1	1	140	140	141	141
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）	（単位：千円）	－	6,930	6,510	6,510	6,510	6,510	6,510
正規職員従事者数	（単位：人）	－	0.99	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
臨時職員等従事者数	（単位：人）	－	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	こころの健康相談数	人	計画	－	550	560	570	580	580
			実績	543	462	511	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	自殺者数	熊本県衛生統計年報による1年間の自殺死亡者数	人	計画	－		25	25	23	23
					実績	28	27		－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	精神保健福祉法により、国民の精神的健康の保持増進に勤めなければならないとされている。また、自殺対策基本法では、社会的な取り組みとして実施しなければならないとされている。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	現在は、ストレス社会と言われ不眠や心の不調を訴える人が少なくないことから、市民の関心も高いと思われる。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	自殺対策基本法では、市町村が主体となって市民や事業所等が協同で実施していく責務を負っている。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	死亡者数の増加は認めらず、減少にも至っていないが、増加しないためにも事業の継続は必要と思われる。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	現在の事業を継続して実施していく。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	自殺対策基本法では、市町村が主体となって市民や事業所等が協同で実施していく責務を負っているため、民間委託は不可能である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	市民や事業所等との協同で実施していくことになっているため、事業の一部を他の事業と連携できないかの検討の余地はある。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	個別の相談は専門的な対応が必要であるため、人件費の削減は難しい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	市町村の責務となっているため、受益者負担は不可能である。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善） ● 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 今後も広報紙や講演会等で、こころの健康づくりに関する周知啓発を行うとともに、早期受診につながるよう相談事業も継続していく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 現在行っている事業を継続することで、心の健康の重要性を理解し心の不調への早期対応ができる市民を増やし、また自殺者の減少や精神疾患の医療費削減につなげる。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260380

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第一保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	フッ化物洗口事業	会計区分	01 一般会計			
		款項目コード（款-項-目）	04	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	01	—	32	— 08

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）			
	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	2	健康増進の支援
	具体的な施策と内容	1	健康づくりの推進

事務事業の目的	むし歯予防に効果的なフッ化物洗口を、永久歯の萌出時期であり、むし歯になりやすい4歳児から中学三年生まで実施することにより、生涯を通じた歯及び口腔の健康の保持増進を目的とする。
事務事業の概要（全体事業の内容）	市内の保育所、幼稚園、小学校及び市立中学校に在籍する4歳児以上の園児、児童及び生徒のうち、フッ化物洗口を希望する者に対して、歯質強化のためのフッ化物洗口事業を実施する。 保育園・・・フッ化ナトリウム試薬による週5日法、14か所での実施。 小学校・中学校・・・オラブリス剤による週1回法、27年3月までに全校42か所で実施。
根拠法令、要綱等	歯科口腔保健の推進に関する法律、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例、第三次熊本県歯科保健医療計画

実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　一部委託　全部委託 その他（　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	1 義務である ● 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成26年度	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
フッ化物洗口の導入を希望する八代市内の保育所及び幼稚園、並びに市立小学校及び市立中学校に在籍する4歳児以上の園児、児童及び生徒	●希望する保育所・幼稚園 歯科医師の指示書に基づき必要な量のオラブリスを配布（週5回法で実施）。 ●全市立小学校・市立中学校 学校歯科医師の指示書に基づき、必要量のフッ化物洗口液を健康推進課で溶解し、各学校に配布する（週1回法で実施）。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 永久歯萌出前の幼児期と、永久歯に生え変わる小中学校の児童・生徒にフッ化物洗口をすることで、むし歯を予防することにあわせ、歯科保健に対する健康意識の向上を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

八代市歯科保健計画に基づき、平成12年から幼稚園・保育所に対してフッ化物洗口（フッ化ナトリウム試薬による）を実施していたが、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例が制定され県内でもフッ化物洗口が推進されることとなった。平成26年からは市内全小中学校でオラブリスによるフッ化物洗口が開始されている。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	（単位：千円）	0	0	3,563	6,066	6,066	6,122	6,122
事業費（直接経費）	（単位：千円）	0	0	1,743	4,246	4,246	4,302	4,302
財源内訳 国県支出金		0	0	937	2,123	2,123	2,151	2,151
財源内訳 地方債		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 その他特定財源（特別会計→繰入金）		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 一般財源（特別会計→事業収入）		0	0	806	2,123	2,123	2,151	2,151
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）	（単位：千円）	－	0	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
正規職員従事者数	（単位：人）	－	0. 00	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26
臨時職員等従事者数	（単位：人）	－	0. 00	0.75	1.50	1.50	1.50	1.50

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	フッ化物洗口実施施設数	カ所	計画	－		55	70	80	90
			実績			56	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	12歳児の1人平均むし歯数	歯科保健推進の評価のための統一された指標		計画	－		1.9	1.8	1.7	1.6
					実績		1.81	1.67	－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」が施行されたことにより、県内全小・中学校において、むし歯予防の有効な手段の一つである「フッ化物洗口」を実施することとなり、歯科保健向上に結びつく。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	歯及び口腔の健康は、全身の健康づくりの基本であり、子どものころのむし歯予防は、生涯の健康の保持増進に重要な役割を果たす。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	市が主体になることにより集団で定期的に実施ができ、すべての子どものむし歯予防が可能となる。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	平成26年度中の八代市立全小・中学校での実施がスタートし（支援学校は除く）、平成27年度も全校が継続している。むし歯減少など効果が現れるのは4年後になるが、減少で推移している。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	現在小学校・中学校で行なうフッ化物洗口は八代市健康推進課から配達を行なっている。学校現場で作成が可能となれば代休などにも対応できるため、週1回の洗口をより実施可能となる。今後とも教育委員会と協議を重ね、学校現場の現状も聞きながら検討を行なう。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在も学校単位で保護者や婦人会などにボランティアを募り、実施準備の補助等依頼している学校もある。健康推進課では、薬剤の保管や配達、日程の変更などにも応じており成果を変えず民間委託は不可能。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	類似する事業が現在ない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	教育委員会との協議や学校現場の理解・協力体制により一部削減も見込まれる。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	消耗品費を削減できるよう、協議を行なう。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 永久歯のむし歯を予防するためには、第一大臼歯が萌出するときからの歯質強化が重要であることから、保育園･幼稚園での実施を勧めていく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 歯科医師会や薬剤師会、教育委員会、子ども未来課等関係機関と連携を密にし、保育園･幼稚園での実施拡大と、小中学校での1学期早期の開始を目指す。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	●		
	維持			
	低下			

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況		
	H26取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260381

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第一保健予防係
課長名	蒲生　尚子

評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	のぞみ母子センター運営委託事業	会計区分	01 一般会計
		款項目コード（款−項−目）	03 — 01 — 04
		事業コード（大−中−小）	01 — 33 — 16

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）			
	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	3	障がい者の支援
	具体的な施策と内容	2	障がい者への福祉サービスの充実

事務事業の目的	在宅の障害児及びその疑いがある児童や保護者に対して、身近な地域で療育指導や相談支援等を行うことにより、育児不安を軽減するとともに、地域療育の充実を図る。
事務事業の概要（全体事業の内容）	○八代圏域地域療育センター事業 在宅の障害児及びその疑いがある児童や保護者に対して、身近な地域で療育指導や相談支援等を行う ・相談員による療育相談事業、訪問療育等指導事業・外来療育等指導事業・施設支援一般指導事業
根拠法令、要綱等	熊本県地域療育ｾﾝﾀｰ事業実施要項、八代圏域地域療育ｾﾝﾀｰ事業実施要項

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	1 義務である ● 2 義務ではない

事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
在宅の障害児及びその疑いのある児童や保護者、またそれらの子どもが通っている保育園等の施設職員や地域の住民	八代圏域地域療育センター事業 相談員による療育相談事業、訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業、施設支援一般指導事業
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 身近な地域で個々に応じた療育を受けることで、社会生活を送るための基本を身に着けることができる。 また、療育相談、訪問療育指導、外来療育指導を行うことで保護者の育児不安を軽減するとともに、保育所等の施設支援を行うことで地域全体の療育の充実を図る。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成18年度から県の委託を受け、八代圏域療育推進事業及び障がい者自立支援法による児童デイサービス事業を、八代市が所有する総合福祉センターにおいて、社会福祉事業団に委託し実施していた。平成26年4月からは八代圏域地域療育ｾﾝﾀｰ事業のみ実施している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	（単位：千円）	26, 645	29, 925	5,898	5,612	5,612	5,703	5,703
事業費（直接経費）	（単位：千円）	26,645	28,875	5,198	4,912	4,912	5,003	5,003
財源内訳 国県支出金		15,205	15,613	2,599	2,456	2,456	2,501	2,501
財源内訳 地方債		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 その他特定財源（特別会計→繰入金）		4,704	4,967	442	466	466	466	466
財源内訳 一般財源（特別会計→事業収入）		6,736	8,295	2,157	1,990	1,990	2,036	2,036
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）	（単位：千円）	−	1, 050	700	700	700	700	700
正規職員従事者数	（単位：人）	−	0. 15	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
臨時職員等従事者数	（単位：人）	−	0. 00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	八代圏域療育センター事業活動延べ日数		計画	−	316	318	320	322	324
			実績	315	256	252	−	−	−
②			計画	−					
			実績				−	−	−
③			計画	−					
			実績				−	−	−

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	八代圏域療育センター事業延べ利用件数	訪問療育等指導事業、外来療育支援指導事業、施設支援一般指導事業の延べ利用人数	人	計画	－	410	415	420	425	430
					実績	406	537	461	－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	八代市地域療育推進事業実施要綱において、八代圏域地域療育センター事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託することができるとしているため、本事業委託は施策に結びつく。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	在宅の障害児及びその疑いがある児童や不安をもつ保護者の増加によりニーズは薄れていない。身近な地域で療育指導や相談支援等を行うことにより、育児不安を軽減するとともに、地域療育の充実を図る必要がある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	本事業は県の委託事業であり、発達障害児の増加により、療育の充実が必要である。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	発達障がい児や疑いのある児は増加傾向にあることから、療育相談員による相談事業や、訪問・外来療育・施設支援は必要であり順調に事業は実施できている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	療育相談員による相談の希望が多く、十分に支援できない時もあり、内容の見直しにより拡充が必要。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	できない 検討の余地あり 可能である	八代圏域地域療育ｾﾝﾀｰ事業は、身近な地域で療育指導や相談支援等が行われているが、今後は圏域で児童発達支援センター設置も検討されている。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	現在、八代圏域地域療育ｾﾝﾀｰ事業を八代市社会福祉事業団に委託しているが、圏域においては児童発達支援センター設置の計画もあり、検討は必要である。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	県からの委託事業だが検討は必要である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	地域療育推進事業は、現段階では県の補助事業のため、受益者負担はないが、補助制度が廃止された場合には、検討の余地はある。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 ● 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 八代圏域地域療育センター事業は、熊本県こども総合療育センターや25年度に設置された熊本県南部発達障がい者支援センター等と連携しながら、療育に関する相談や知識・技術の支援を充実していく。今後は児童発達支援センターを中核とした地域療育支援体制が検討されており、本市に置いても障がい児支援のあり方について、関係課と協議していく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 八代圏域地域療育センター事業は、療育に関する個別相談や外来療育等の内容充実を図ることで、保護者の育児不安を軽減するとともに、保育所や学校など地域全体の療育の充実を図る。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			
	低下			

外部評価の実施		有 ： 他の制度による外部評価	実施年度	平成23年度
改善進捗状況等	H26進捗状況	3. 現状推進		
	H26取組内容	八代圏域地域療育センター事業では、相談員による療育に関する個別相談や外来及び訪問療育加えて、保育所や学校の施設支援事業を実施し地域全体の療育の充実に取り組んだ。		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4260384

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第三保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	特定健診事業	会計区分	04 国民健康保険特別会計			
		款項目コード（款−項−目）	08	—	02	— 01
		事業コード（大−中−小）	41	—	31	— 01

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営
事務事業の目的	糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させることができるよう保健指導が必要な者を的確に抽出し、生活習慣の改善と生活習慣病予防を目的とする。		
事務事業の概要（全体事業の内容）	生活習慣病予防のために平成20年度から始まった健診で、市町村の国民健康保険や健保組合など各医療保険者が実施主体。心筋梗塞や脳血管疾患などのリスクが高まるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目しているため「メタボ健診」とも呼ばれる。腹囲、血糖、脂質、血圧の健診結果をもとに、高リスクの人を対象に、食事や運動などの特定保健指導を行う。		
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律　第二期特定健診等実施計画		

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託　その他（　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である　2 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
40歳～74歳までの国民健康保険加入者	（実施方法）複合健診（4月～11月）、巡回健診（7月～8月）として集団健診を実施。医療機関健診（7月～1月）として個別健診を実施。 （自己負担金）800円　前年度年齢40,45,50,55歳の方は自己負担無料 （検査内容）基本的な健診項目（受診者全員に実施）：質問（問診）、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能検査（GOT・GPT・γ—GTP）、血糖検査（空腹時（随時）血糖）、尿検査（糖・蛋白） 詳細な健診の項目：医師が必要と認めた場合実施する項目 心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値） 保険者独自追加項目：HbA1c・血清クレアチニン・尿酸・尿潜血
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させ、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図り、生活習慣病関連の医療費適正化を目指す。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成20年度から事業が開始され、平成24年度に第一期特定健診等実施計画を評価し、第二期特定健診等実施計画（計画期間：25年度～29年度　5年間）を策定した。計画の内容については、大幅な変更はないが、平成29年度の特定健診実施率（目標値）は60%（第一期は65%）とした。（国が定める全国市町村国保の目標実施率と同様）

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	77, 441	94, 959	96,044	113,112	113,112	115,808	115,808
事業費（直接経費）（単位：千円）	77,441	73,959	75,394	92,462	92,462	95,158	95,158
財源内訳　国県支出金	39,356	40,444	34,153	40,916	40,916	42,030	42,030
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	38,085	33,515	41,241	51,546	51,546	53,128	53,128
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	−	21, 000	20,650	20,650	20,650	20,650	20,650
正規職員従事者数（単位：人）	−	3. 00	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95
臨時職員等従事者数（単位：人）	−	0. 40	0.40	0.25	0.25	0.25	0.25

活動指標　事業の活動量・実績の数値化

	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	特定健康診査実施率 H26年度実施率は、速報値。11月に確定予定。	%	計画	−	34	40	40	40	42
			実績	33.8	32.5	31.7	−	−	−
②			計画	−					
			実績				−	−	−
③			計画	−					
			実績				−	−	−

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	Ⅰ度高血圧以上者の改善割合	前年度の健診結果と比較した高血圧者の改善割合	%	計画	－	25	25	25	25	25
					実績	32	33.4	33.2	－	－	－
	②	HbA1c6.5以上の改善割合	前年度の健診結果と比較した高血糖者の改善割合	%	計画	－	25	25	25	25	25
					実績	20.4	25	24.3	－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合については、特定保健指導事業に掲載。										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の **妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	高齢者の医療の確保に関する法律により医療保険者に義務付けられている。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	薄れていない ● 少し薄れている 薄れている	健康への関心は高いものの特定健診については、どうもないから、忙しいから、病院に掛っているから等の理由で受けない方も多い。健診の意義、目的を市民にわかりやすく周知徹底していく必要がある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	生活習慣病の改善を図ることで、医療費の増大を抑制し、国保事業の健全化に貢献している。
活動内容の **有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	未受診者への勧奨通知の送付や健診PR会の開催など受診率の向上を図っているが、受診率の伸び悩みがあり、目標受診率には達していない。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	受診率向上を目指し、健診PR方法や健診体制等、検討を重ねていく必要がある。
実施方法の **効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	既に健診業務については、健診機関に委託している。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	事業開始当初から、がん検診等と複合的に実施し、魅力ある健診内容に努めている。受診率向上の一助として、個人での人間ドック受診者の健診結果情報提供に対して、費用の一部助成について検討する。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	非常勤職員等による対応も考えられるが、実施する業務に限界がある。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直しが必要である	40歳・45歳・50歳・55歳の方に対して、自己負担を無料にしており、健診の意識付けと継続した受診に繋がっている。今後は、継続受診者に対するインセンティブ付与等も検討していく。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 特定健診の受診率向上を目指し、健診の意義・目的について市民に分かりやすい周知啓発に努めるなどPR活動を積極的に行っていく。また、健診結果から生活習慣病の発症及び重症化予防に繋がるよう、医師会をはじめ関係機関と協議を図りながら対応策を検討していく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 より効果的な健診PRや受診しやすい健診体制の構築に取り組み、受診率向上を目指す。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			

外部評価の実施	有 ： 外部評価（市民事業仕分け）	実施年度	平成26年度
改善進捗状況等 H26進捗状況			
改善進捗状況等 H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 受診率向上を目指し、未受診者への受診しない理由調査をするなど対策を強化してほしい。

別記様式（第５条関係）

No	4260385

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第三保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	特定保健指導事業	会計区分	04 国民健康保険特別会計			
		款項目コード（款-項-目）	08	—	02	— 01
		事業コード（大－中－小）	41	—	31	— 02

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営

事務事業の目的	動脈硬化の原因となるメタボリックシンドロームの者に対して、生活習慣改善等の保健指導を早期に介入することで、糖尿病や心筋梗塞・脳梗塞等の疾病を未然に防ぎ、疾病の発症及び重症化を予防することを目的とする。
事務事業の概要（全体事業の内容）	健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要な「積極的支援」「動機づけ支援」対象者を抽出し、保健指導を行い、生活習慣の改善を図る。 保健指導は、自らの健診結果より自分の体の状態を知り、生活を振り返り生活習慣改善の行動目標を設定するとともに、その行動目標が実践できるように支援を行う。
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律　第二期特定健診等実施計画

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　● 一部委託　全部委託 その他（　　）		法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
特定健診受診後、「動機づけ支援」「積極的支援」の対象者	標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）に基づき行う。 対象者には、個別の初回面接を実施し、積極的支援・動機づけ支援のプログラムの提供の同意を得て6か月間の継続支援を行う。 6か月後に身体状況・生活習慣の変化等の評価を行う。 【実施方法】 複合健診後の動機づけ支援のみ一部委託している。その他の特定保健指導は、職員・非常勤職員（保健師・管理栄養士）の直営で行う。
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させることで、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図り、医療費適正化を目指す。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

平成20年度の開始から特定保健指導は直営で実施。医療費抑制のためには、特定保健指導対象者以外の疾病の発症・重症化ハイリスク者に対しても保健指導が必要であることが分析され、平成23年度から特定保健指導を一部委託し、特定保健指導の対象とならない情報提供者に対しても、優先順位を定め、健康増進事業（一般会計）で実施している。また、平成23年度から継続支援のため委託による教室（特得クラブ）を開催したが、参加者の減少から費用対効果を検討しH25年度で中止した。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	6, 436	28, 803	38,134	39,420	39,420	39,500	39,500
事業費（直接経費）（単位：千円）	6,436	7,663	11,184	12,470	12,470	12,550	12,550
財源内訳　国県支出金	6,010	5,030	4,688	4,602	4,602	4,650	4,650
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	426	2,633	6,496	7,868	7,868	7,900	7,900
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	21, 140	26,950	26,950	26,950	26,950	26,950
正規職員従事者数（単位：人）	－	3. 02	3.85	3.85	3.85	3.85	3.85
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	1. 50	2.10	1.80	1.80	1.80	1.80

活動指標　事業の活動量・実績の数値化

	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	特定保健指導実施率 ※H26年度実績は速報値。法定報告値の確定は11月頃	%	計画	－	45	45	50	55	60
			実績	45.5	49	44.4	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	①	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	法定報告の数値で評価する。但し、法定報告の確定が11月頃のため、対象年度については、速報値とする。	%	計画	－	26.5	26	25.5	25.5	25
					実績	26.6	26.5	26.9	－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施している。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	特定健診の質問項目から約半数の方が保健指導を希望されている。増大する医療費対策として、その役割は大きくなっている。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法律に基づき八代市国保が実施主体である。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	対象者の固定化や継続支援を希望しない方も多く、メタボリックシンドロームの対象者割合が微増している。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	継続支援の方法を検討し、特定保健指導の終了率の向上を図るとともに、要精検者の受診状況を把握し、必要な方へ適正受診を勧める必要がある。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	動機づけ支援の保健指導を一部委託している。積極的支援の保健指導委託については、1件当たりの単価が高額になるため委託の拡大は財政的に厳しい。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	目的、方法が法律に基づき示されており、他事業との統合等はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	非常勤職員等による対応を検討していく。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	現在自己負担無で実施している。実施率アップを目指すには受益者負担は難しい。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） これまでの特定保健指導の評価分析を行い、より効果的な保健指導に努めていく。また、生活習慣病の重症化予防に取り組むためには、特定保健指導だけでなく、特定保健指導の対象とならない情報提供のハイリスクに対しても積極的に取り組んでいくことが求められる。それについては、健康増進事業の中で取り組んでいく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果	
	特定保健指導は、糖尿病・高血圧・脂質異常症等発症及び重症化予防につながり、医療費適正化への効果が期待される。今後も特定保健指導の実施率向上とより効果的な保健指導を目指すために、指導スタッフの研修等を強化していくと共に医療機関との密な連携体制の構築に努める。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況			
	H26取組内容			

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4269227

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　業務係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	健康保持増進事業（高齢者健診）	会計区分	06 後期高齢者医療特別会計			
		款項目コード（款-項-目）	03	—	01	— 01
		事業コード（大－中－小）	61	—	31	— 08

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	2	健康増進の支援
	具体的な施策と内容	2	生活習慣病予防の推進

事務事業の目的	高齢者の医療の確保に関する法律第125条の規定に基づき、被保険者の健康の保持増進を目的として実施する。
事務事業の概要（全体事業の内容）	熊本県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として高齢者健診を実施している。高齢者健診は、平成20年度から始まった特定健診の実施目的に準じて、生活習慣病及びその予備群を早期発見し、必要に応じて早期治療や予防につなげていくことで、被保険者の健康を保持・増進するために実施する。
根拠法令、要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律

実施手法（該当欄を選択）	全部直営　一部委託　● 全部委託 その他（　　）			法令による実施義務（該当欄を選択）	● 1 義務である 2 義務ではない
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	未定	

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手段、方法等）
後期高齢者医療の被保険者	（実施方法） 複合健診（4月～11月）、巡回健診（7月）として集団健診を実施。 医療機関健診（7月～1月）として個別健診を実施。 （自己負担金） 800円 （検査項目） 問診、身体測定、理学的検査、尿糖・尿蛋白・尿潜血、血圧測定、貧血検査、中性脂肪検査、HDL・LDL－コレステロール検査、空腹時血糖・ﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝAlc検査、腎機能検査（クレアチニン）、血清尿酸、肝機能（GOT，GPT，r－GTP）検査。 ※医師の判断により、心電図・眼底検査の実施
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか） 糖尿病等の生活習慣病を早期発見により重症化を予防し、適切な医療につなぐことで医療費負担の軽減を図る共に、高齢者の健康の保持増進を目指す。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

【受診対象者について】制度施行時は、生活習慣病についてかかりつけ医を受診している者は本健診を受診する必要がないとされていた。平成20年12月24日付け厚生労働省の通知において、治療中の方を一律に除外するものではないと方針が変わり、希望者に対して高齢者健診を実施している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費	（単位：千円）	8，442	11，495	11,544	16,351	19,364	19,678	19,678
事業費（直接経費）	（単位：千円）	8,442	8,205	9,444	14,251	17,264	17,578	17,578
財源内訳 国県支出金		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 地方債		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 その他特定財源（特別会計→繰入金）		0	0	0	0	0	0	0
財源内訳 一般財源（特別会計→事業収入）		8,442	8,205	9,444	14,251	17,264	17,578	17,578
人件費		24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）	（単位：千円）	－	3，290	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
正規職員従事者数	（単位：人）	－	0．47	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
臨時職員等従事者数	（単位：人）	－	0．05	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00

活動指標 事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	健診申込数（2月末現在）		計画	－	600	600	1200	1800	1800
			実績		587	305	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標（もたらそうとする効果・成果の数値化）	①	健診受診率	健診受診者の増加を目指す	%	計画	－		6	8	10	10
					実績	5.1	4.92	5.85	－	－	－
	②				計画	－					
					実績				－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	高齢者健診は、高齢者医療確保法において広域連合の努力義務となっており、熊本県では各市町村に委託されている。高齢者の健康増進の支援を図るものであり結びつく。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	薄れていない ● 少し薄れている 薄れている	高齢者健診申込がわかりにくい等の声や特定健診と同様に申込み書送付の要望あり。（40歳から74歳までの特定健診は個別通知を行っている。）また、病院に受診しているので健診は不要と思っている人も多く、受診率が低い。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	熊本県後期高齢者医療広域連合からの委託事業である。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	順調である ● あまり順調ではない 順調ではない	八代市は平成26年度受診率5.85%で、熊本県の目標受診率13%の半数にも及んでいない。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	現在、がん検診等と同様の方法で、市報折込で申込書を配布し、郵送、FAX、回収箱にて申込書の提出をお願いしているが、申込方法がわかりにくい、申込書の郵送を希望する声が多い。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	健診機関への委託事業である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	特定健診の一括申込（郵送法）と統合することは可能であるがシステムの改修や郵送料等の予算の確保が必要になる。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	健診の事前準備については非常勤職員等による対応も考えられるが、実施する業務に限界がある。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	熊本県後期高齢者医療広域連合により検討されている事項であるが、現在のところ、県内における自己負担金は一律800円とされている。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 高齢者健診は、生活習慣病等の早期発見と後期高齢者の健康保持・増進を推進していく上で、今後も継続して実施する必要がある。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 受診率向上につながるよう効果的な広報活動を実施し、市民への周知を図っていく。対象者にわかりやすい申込方法等を検討する。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況		
	H26取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし

別記様式（第５条関係）

No	4269226

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長　上田　淑哉
所管課・係名	健康推進課　第三保健予防係
課長名	蒲生　尚子
評価対象年度	平成26年度

（Plan） 事務事業の計画

事務事業名	医療費適正化推進事業(健康推進課)	会計区分	04 国民健康保険特別会計			
		款項目コード（款−項−目）	08	—	01	— 01
		事業コード（大−中−小）	41	—	31	— 03

施策の体系（八代市総合計画における位置づけ）	基本目標（章）	1	誰もがいきいきと暮らすまち
	施策の大綱（節）【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり
	施策の展開（項）【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化
	具体的な施策と内容	4	医療保険制度の適切な運営

事務事業の目的	特定健診受診率向上及び重症化予防事業へ重点的に取り組み、国民健康保険事業の安定的な運営、並びに増大する医療費抑制と医療費の適正化を目指す。
事務事業の概要（全体事業の内容）	特定健診・特定保健指導の実施率向上に向け、特定健診の情報提供及び広報活動を行う。
根拠法令、要綱等	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、第二期八代市特定健診等実施計画

実施手法（該当欄を選択）	● 全部直営　一部委託　全部委託 その他（　　）	法令による実施義務（該当欄を選択）	1 義務である ● 2 義務ではない		
事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	未定	

（Do） 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象　（誰・何を）	内容　（手法、方法等）
40歳～74歳までの国民健康保険加入者	特定健診受診率向上を図るための事業を実施する。 ・特定健診のポスター、のぼり旗、ステッカーの設置 ・特定健診PR会の開催 ・生活習慣病予防通信紙の発行
成果目標　（どのような効果をもたらしたいのか）	
特定健診受診率向上及び重症化予防のための取り組みを実施し、医療費の適正化を図る。	重症化予防の必要性が高いハイリスク者を対象に重症化予防講演会を開催し、適切な生活改善や受診行動ができるよう支援していく。

事業開始時点からこれまでの状況変化等

第一期特定健診等実施計画（計画期間：H20年度～H24年度）が終期を迎え、第1期の事業を評価し、第二期特定健診等実施計画（計画期間：H25年度～H29年度）を策定した。

コスト推移	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費（単位：千円）	483	7, 454	8,022	18,760	13,300	13,300	13,300
事業費（直接経費）（単位：千円）	483	454	742	6,020	6,020	6,020	6,020
財源内訳　国県支出金	0	0	742	0	0	0	0
財源内訳　地方債	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳　その他特定財源（特別会計→繰入金）	0	0	0	5,503	5,503	5,503	5,503
財源内訳　一般財源（特別会計→事業収入）	483	454	0	517	517	517	517
人件費	24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費（正規職員）（単位：千円）	－	7, 000	7,280	12,740	7,280	7,280	7,280
正規職員従事者数（単位：人）	－	1. 00	1.04	1.82	1.04	1.04	1.04
臨時職員等従事者数（単位：人）	－	0. 20	0.20	1.55	1.50	1.50	1.50

活動指標（事業の活動量・実績の数値化）	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	特定健診受診率	%	計画	－	34	40	40	40	42
			実績	33.8	32.5	31.7	－	－	－
②			計画	－					
			実績				－	－	－
③			計画	－					
			実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合

別記様式（第５条関係）

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成果指標（もたらそうとする効果・成果の数値化）	①	新規受診者数	新規受診者の増加を目指す	人	計画	－		1,400	1,450	1,500	1,500
					実績	1,932	1,394	1,322	－	－	－
	②	特定健診受診者の中でⅡ度高血圧以上の方の割合	重症化しやすい高血圧者の減少を目指す。	%	計画	－	6.7	6.6	6.4	6.2	6
					実績	6.8	6.7	6.1	－	－	－
	③				計画	－					
					実績				－	－	－

〈記述欄〉※数値化できない場合
メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合については、特定保健指導事業に掲載。

（Check） 事務事業の自己評価				
着眼点			チェック	判断理由
事業実施の**妥当性**	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	第二期特定健診等実施計画、第二次八代市保健計画に基づいて取り組んでいる。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	薄れていない ● 少し薄れている 薄れている	健康への関心は高いが、病院を受診しているので健診を受ける必要がないと思っている人も多く、継続した健診の周知啓発が必要である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	特定健診の受診率向上及び重症化予防のための取り組みであり、保険者として取り組んでいかなければならない事業である。
活動内容の**有効性**	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	健診受診率の伸び悩みはあるが、特定健診の経年データから有所見者の割合や重症化しやすい高血圧の割合が減少するなど一定の効果が見られている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか （成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき	健診PR方法や健診体制等、検討を重ねていく必要がある。
実施方法の**効率性**	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	できない 検討の余地あり 可能である	重症化予防を目的とした情報提供者を対象とした保健指導の委託についても検討の余地あり。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	受診率向上に向けた取り組みについては、健康増進事業における健診（がん検診等）の受診勧奨と同時に実施している状況で、他事業との統合・連携を図っている。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	できない ● 検討の余地あり 可能である	健診のPR活動は、看護師等の非常勤職員で対応可能である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	重症化予防教室等、より必要な方の参加を求めており受益者負担は難しい。

別記様式（第５条関係）

（Action） 事務事業の方向性と改革改善		
今後の方向性（該当欄を選択）	1 不要（廃止） 2 民間実施 3 市による（民間委託の拡大・市民等との協働等） ● 4 市による実施（要改善） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）	（今後の方向性の理由） 生活習慣病の発症を予防し、重症化を防ぐために、医療や介護などの関係分野との連携体制の構築に努める。また、市民へニーズに即した情報提供や健康に関心をもっていただけるような健康づくり活動の推進に努めていく。
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 住民自治などの地区組織の協力を得ながら、出前講座等の健康教育や健康づくりに関する情報提供を行っていく。また、より効果的な指導を行うためのスタッフの研修強化や医療機関等関係者との連携体制の構築を目指す。	

改革改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			●
	維持			
	低下			

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H26進捗状況		
	H26取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	（委員からの意見等） 特になし